

令和 2 年 9 月 定例会 一般質問

通告 5

質問 新型コロナウイルス感染症差別防止対策について

答弁 今後も継続的に発信していきます

3 番 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

3 番、阿部隆弘です。先に通告いたしました 2 件について御質問いたします。

1 点目でございます。新型コロナウイルス感染症差別防止対策について御質問いたします。全国、全世界で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、先の見えない不安から感染者やそのご家族、関係者への誹謗中傷、感染者の出た飲食店や事業所への嫌がらせ、学校でのいじめ、さらには医療従事者等への差別が行われるなどの事例が全国で発生しております。ほかにも根拠のないうわさやデマ、個人的な憶測に基づく不確かな情報が SNS で拡散されるなど、耐え難い思いをされている人々が実際にいらっしゃいます。

新型コロナウイルスはすべての人に感染する可能性があります。ウイルスは目に見えないし特効薬もワクチンもまだできておりません。誰しものが感染したくないと思っています。不明なことが多いウイルスであり、強い不安や恐れ、ストレスを感じて振り回されてしまいます。

一方で、感染したと言い出せずにいる人もおります。感染が疑われる症状があっても受診をためらうことで感染が拡大することにもつながります。本町では、現在感染者は発生しておりませんが、今後、いつ感染者が発生する事態となるかもしれません。

本来あってはならない差別でございますが、今後の対応として、差別を受けた方の相談窓口や、警察、法務局などしかるべき機関への相談対応などの体制について、どうお考えでしょうか。

また、差別しない、させない取り組みを学校や業界、団体の皆さん、町全体で取り組むことが重要ではないでしょうか。町長のお考えをお聞かせ願います。



【答弁：町長】

阿部議員御質問の新型コロナウイルス感染症差別防止対策について御答弁申し上げます。

現在、北海道内におきましては首都圏や関西圏などの大都市圏と比べますと、感染は一定程度、抑えられている状況にあります。いつ発生しても不思議ではない状況の中、中標津町内での感染が報告されていないのは、町民一人ひとりが様々な活動を制限、あるいは自粛するとともに、町内会・各企業や事業所におきまして、いち早く手指消毒の呼びかけやマスクの着用、3密環境を作らないなどの飛沫感染防止策の取り組み、さらに、北海道が掲げる新北海道スタイルの実践など、一丸となって予防に力を注いでいただいた成果と考えており、改めてお礼を申し上げるところでございます。

北海道の感染情報の公表のあり方でございますけれども、感染症法等の関係法令のもと、感染拡大の防止といった公衆衛生上の必要性和、感染者等に対する誹謗中傷が起こることのないよう、個人情報の保護と比較衡量しながら、本人の同意を得られた内容について、患者の年代や性別、行動・滞在歴等を公表しております。

その際、国が都道府県単位を基本とする中、北海道は振興局を基本単位として発表しておりまして、感染者が発生した市町村であっても、独自に公表することはできないこととなっております。

このため、感染者や濃厚接触者等の対応は、相談・指導・ケア全般を道並びに保健所が医療機関と連携をしながら個別に対応しているのが現状でございます。

町での感染が確認された場合、基本的には北海道の指示のもとで対応していくことになりますが、本人の希望によっては制度等の利活用も含め、個々の相談にも応じてまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、だれもが感染する可能性がある中で、感染者やその家族に対する根拠のない憶測に基づく情報がSNSなどで拡散されるなど、差別や偏見、誹謗中傷などが行われる人権侵害は許されるものではありません。国では法務省において既に相談窓口が設置されておりますが、北海道でもこうした人権侵害が行われることのないよう普及啓発に取り組むとともに、感染症に起因する人権侵害に関する相談窓口を設けることを考えております。

本町におきまして、9月町広報誌に「新しい生活様式」の実践のお願い、感染症が疑われるときの行動、さらに感染者への誹謗中傷につながるような根拠のない噂を流したり、個人を特定することがないように、正しい情報に基づく冷静な行動への御理解と御

協力をお願いするチラシを折り込み、お知らせしたところでありますが、今後も継続的にホームページ等においても発信したいと考えております。

また、教育委員会からは児童生徒や保護者に感染症に関する差別や偏見の防止に向けてのメッセージを5月と9月に配布したほか、児童の発達段階に応じた指導も実施しております。

今後も町民の皆様に対しまして、人権に配慮した冷静な行動していただくことをお願いするとともに、引き続き、手洗い、消毒、咳エチケットの励行、3密を避けるなどの基本的な予防対策を徹底していただくよう周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

質問 組織機構の見直しについて

答弁 新たな計画を実行するため最適な組織機構の見直しを進めます

3 番 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

組織機構の見直しについて御質問いたします。

平成 23 年度から開始された、第 6 期中標津町総合発展計画の第 1 章、参画と協働で未来を築くまちづくり 1 の 6、計画的な行政経営の推進の主要施策 1、効率的・効果的な行政運営、行政改革の推進の②に、組織機構の見直しが明記されております。

その年に行財政改革の一環といたしまして、機構改革が全職員で取り組まれ、1 年間の議論を経まして、平成 24 年度から実施されたと記憶しております。それから、西村町長へと引き継がれました第 6 期中標津町総合発展計画も、本年度最終年度を迎えております。

平成 24 年度以降は、平成 29 年度に子育て支援室の一部と、住民保険課の国保、後期高齢者医療の一部の機構の見直しをなされ、平成 31 年度には、国民健康保険改革による機構の変更を実施したものととどまっております。現在町立病院では、経営改革に向け、経営改革プロジェクトチームを立ち上げ、全職員で取り組みが進んでおります。

本庁では、職員の不祥事が続くなど、不正をチェックできない業務体制、心の病での休職や、中堅・若年を問わず離職者が発生するなど、職員が孤独や不安・不満を感じるような組織機構になってしまっているのではないのでしょうか。さらに近年の採用職員の早期退職、技術者、有資格者の応募減など、人材育成も見据えた本町の職員定数や組織

機構を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

町民の皆さんのニーズに対応するため、業務内容に即した、町長が目指す住みやすさナンバーワンのまちづくりに適応した組織機構改革が必要ではないのでしょうか。

仮称第7期中標津町総合計画での行政改革の取り組みといたしまして、また、本年度より開始されました会計年度任用職員の配置と運用も含めた組織機構の見直しについて、どのように考えておられるか、町長の考えをお聞かせ願います。

【答弁：町長】

阿部議員の組織機構の見直しについて御答弁申し上げます。

多種多様化する行政需要の変化に対応するとともに、住民サービスの維持向上を図るため、効率的な組織機構を構築していかなければならないと私も考えておりますが、御質問にありますとおり、近年採用職員の早期退職が増加傾向にあるほか、技術者、有資格者の確保が困難な状況にあり、マンパワー不足により職員個々に負担が増し、将来に向けた人材育成にも影響が出てきております。さらには、これまでになかった横断的な業務が増加するなど、対応に苦慮しているのが実態でございます。

職員の定数管理につきましては、第5次定員管理計画が本年度で終了するため、会計年度任用職員も含めた適正な職員数の確保及び配置が可能となるよう見直し、改訂作業を進めていくほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に策定作業が遅れております第7期中標津町総合計画の中でも、効果的、効率的な組織機構の構築に向けた検討を進めながら、新たな計画を実行するために最適な組織機構の見直しを行いたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。